

工場・物流施設新增設事業に伴う助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場又は物流施設の新増設等を支援するものです。

2. 助成対象

助成金の名称	種類	対象事業	対象者	要件
地盤調査等事業助成金		地盤調査、地耐力調査 その他の調査又は地盤改良	製造業者又は 物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。
工場緑地推進事業助成金		緑地の設置	製造業者又は 物流業者	2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
インフラ整備事業助成金	①	道路の新設及び改修	製造業者又は 物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 公共の用に供するものであること。 3 投資額が100万円以上のものであること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
	②	水路の新設及び改修		
	③	水道施設の設置		
エネルギー発電設備投資事業助成金		太陽光等の自然エネルギーを利用した出力10kW以上の発電設備又は電気自動車用充電器等の設置	製造業者又は 物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

助成金の名称	種類	助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
地盤調査等事業助成金	—	対象経費に100分の50（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の60）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 調査及び工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
工場緑地推進事業助成金	—		1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用

インフラ整備 事業助成金	①		1の年につき3,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、3,600万円） ※①、②、③の合計	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
	②			
	③			
エネルギー発電設備投資事業助成金	—	対象経費に100分の20（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の24）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 機器・設備類の購入、設置に要する経費 2 その他必要と認める費用

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた建物について、最初に固定資産税を課された年度の6月末日

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	事業内容を証する写真	
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し	ない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	ない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	公共の用に供するものであることが分かる書類	例 実施計画承認書 等 ※インフラ整備事業助成金のみ
	その他	上記書類以外に必要と認められた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	※ 工場・物流施設新增設事業助成金の助成金交付申請書に添付すること。	
	助成金請求時の提出書類	備 考
	—	※工場・物流施設新增設事業助成金の請求書にて行う。

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第2（第4条関係）に定める地盤調査等事業助成金、工場緑地推進事業助成金、インフラ整備事業助成金、エネルギー発電設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0568-85-6247
FAX	0568-84-8731
メー ル	kigy@city.kasugai.lg.jp